

会津美里町告示第102号

会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月25日

会津美里町長 杉山 純一

会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想の策定に関し、必要な事項について専門的見地から調査及び検討を行うため、会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) ふれあいの森公園の整備及び利活用に関すること。
- (2) ふれあいの森公園周辺施設等との連携施策に関すること。
- (3) ふれあいの森公園を拠点とした地域活性化施策に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツ団体等関係者
- (2) 観光又は商工振興関係者
- (3) 関係事業者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 地域おこし協力隊員
- (6) 公募委員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、

その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 3 会議において議決を行う場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 委員会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、委員長の指名する委員を分科会長とし、分科会長が指名する委員をもって組織する。

(報償)

第8条 委員の報償は、1回当たり3,000円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。